

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 9 月 30 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 24 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成 17 年瀬戸市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市民課) 第 21 条 <省略> 2 市民係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(10)まで <省略> <u>(11) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づく個人番号及び個人番号カードの交付等に関すること。</u> (12) <省略> 3 <省略>	(市民課) 第 21 条 <省略> 2 市民係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(10)まで <省略> (11) <省略> 3 <省略>

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。